

第28回柔整療養費検討専門委員会、第31回あはき療養費検討専門委員会 同一日開催

柔整療養費「明細書義務化の拡大」 あはき療養費「施術の料金包括化」が主な論点

厚生労働省は2024（令和4）年3月18日、社会保障審議会・医療保険部会、柔道整復療養費検討委員会（座長：遠藤久夫学習院大学経済学部教授）の第28回目を16時から、第31回同審議会・保険部会、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう（あはき）療養費検討専門委員会（座長：同教授）を17時から開催した。

柔整療養費検討専門委員会

厚労省の検討専門委員会事務局は令和6年柔整療養費改定の基本的な考え方（案）として、「明細書交付義務化対象の拡大等」「患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加」を委員会に示した。

「明細書交付義務化対象の拡大等」

令和4年度の料金改定で実施した明細書交付の義務化は、常勤職員3名以上で明細書発行機能が付加されたレセコンを設置している施術所で交付加算する。それ以外の施術所でも厚生局に届けることで交付加算できるとした。これまでに明細書交付届け出施術所数8,671カ所（受領委任施術所の約18%）、そのうち義務化対象施術所数が5,696カ所（受領委任施術所の約12%）、義務化対象外施術所が2,975カ所あったこと。また、令和4年度のアンケート調査で明細書発行機能が付加されたレセコンを設置している施術所が89.5%あることから、義務化範囲を明細書発行機能が付加されたレセコンを設置している施術所としたらどうかとの案が提出された。

有識者や保険者、施術者などからは強い異論が出なかったが、保険者側の委員から交付回数拡大（患者の求めに応じて1カ月単位でまとめて交付）は、毎回発行することが「社会の最低のルールだ」との意見が出された。施術者側は1人で運営する施術所も対象となり負担増となる。もう一段の加算を求める声があった。

「物価高騰への対応の検討」

※ 昨今の物価高騰や他産業の賃上げの状況、診療報酬改定における賃上げの対応、医療DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進等の観点を踏まえ必要な料金改定を検討するとした。具体的には電療料（現行1回30円加算）と初検料（現行1520円）の引き上げを検討するとした。

保険者の委員からは療養費は診療報酬とは仕組みが全く別。したがって、診療報酬改定の賃上げの対応と同じ括りで語ってはいけないとの意見が出された。

※ 医療DXとは、保険・医療・介護の各段階で発生するデータをシステムやデータの共通化等を図ることで、国民自身の予防を促進し良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えること



第28回柔整療養費検討専門委員会

「患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加」

現行の①自己施術 ②自家施術 ③保険者などによる患者紹介を繰り返し行っても回答しない患者 ④複数の施術所で同部位の施術を受けている患者、の4例に「非常に長期にわたり、かつ非常に頻度の高い施術を受けている患者」

を追加したらどうかとの提案があった。保険者側委員や有識者の医師の委員から、3カ月以上で月10回以上の施術を受ける患者は柔整師の施術範囲の外傷ではなく、慢性疾患の可能性が高いので調べるためにも償還払いに戻すべきだとの意見と、3カ月以上で月10回以上施術を受ける患者が対象との意見が出された。

あはき療養費検討専門委員会

厚労省の療養費検討専門委員会事務局は、令和6年あはき療養費改定の基本的な考え方（案）として以下の7案を委員会に示した。

- ① 往療料（4 km 超）の距離加算の廃止
- ② 離島や中山間地等の地域に係る加算の創設
- ③ 往療料の見直しおよび訪問施術料の創設
- ④ 料金包括化の推進
- ⑤ 同一日・同一建物への施術
- ⑥ その他の見直し
- ⑦ 物価高騰への対応

検討専門委員会へ提示された案①は、往療料（4 km 超）の距離加算を廃止し廃止に伴う財源は施術料や離島や中山間地等の地域に係る施術料の加算に振り替えるというもの。②は離島や中山間地等の地域における施術体制を確保するために創設。③は現行の往療料を見直し、施術料と訪問料（仮）を包括した1回あたりの新たな料金体系の創設と往療料の明確化。④は平成30年、令和4年度料金改定時から引き続いての検討事項で、マッサージ、変形徒手矯正術の施術料の包括化。⑤は同一日・同一建物への施術で複数人を施術した場合、現行1人分の往療のみが算定対象になっているが、往療料を含めた1人当たりの料金として設定する。⑥は施術管理者の登録の更新制は柔整師同様に導入しない。⑦物価高騰や他産業の賃上げの状況、診療報酬改定における賃上げの対応、医療DX推進等の観点を踏まえ必要な料金改定を検討する。

⑦以外の項目は前回の委員会でも議論されており、今回はこれらの議論を深めることを目的としている。施術者側からは各項目とも基本的に賛成する旨の発言が多くあった。これらの各項目を反映した療養費支給申請書は複雑になる可能性があり、分かりやすく、見やすい申請書様式の要望が出された。これについては保険者側からも同様の意見が出された。

毎回論議になる料金包括化の推進については、保険者側は訪問施術料の創設という新制度の導入と同時に実施することに反対。新制度の導入成果等を綿密な検証した上で料金包括化をするべきで、令和8年の療養費改定時の議論にするように求めた。

令和6年改定は今年4月までに改定内容を決め、5月末に改定正等の通知発出を予定している。



第31回あはき療養費検討専門委員会